

住宅を新築または購入した場合

- 1**元の場所に**新築する** **2**場所を移って**新築する** **3**場所を移って**住宅を購入する**

資金の給付 ②被災者生活再建支援制度 (新築・購入の場合の加算支援金)		
	2人以上世帯	単身世帯
全壊・解体世帯・ 長期避難世帯・ 大規模半壊	200万円	150万円
【解体世帯】 住宅が「大規模半壊」、「半壊」のり災証明を受け、あるいは敷地の被害などで、そのままでは危険であったり、修理に高額な経費が掛かるなどの理由で解体した世帯です。 【長期避難世帯】 長期避難世帯としての認定期間のみ申請可能です。 【申請期間】 平成31年5月13日まで 関 福祉課社会福祉係 ☎282-1342		

資金を借りる ③災害復興住宅融資 (全壊、大規模半壊、半壊、長期避難世帯の場合)				
	基本融資額			特例加算金
	建設資金	土地取得	整地資金	建設資金
融資限度額	1,650万円	970万円	440万円	510万円
金利 (H29.7.21現在)	年0.63%			年1.53%
返済期間 (80歳まで)	耐火・準耐火・木造 (耐久性) : 35年以内 木造 (一般) : 25年以内			
関 住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-086-353				

資金を借りる ③災害復興住宅融資 (全壊、大規模半壊、半壊、長期避難世帯の場合)			
	基本融資額		特例加算金
	購入資金 (新築住宅)	購入資金 (中古住宅)	購入資金
融資限度額	2,620万円	2,320万円	510万円
※一定の技術基準を備えた中古住宅 : 2,620万円			
金利 (H29.7.21現在)	年0.63%		年1.53%
返済期間 (80歳まで)	新築住宅 耐火・準耐火・木造 (耐久性) : 35年、木造 (一般) : 25年以内 中古住宅 : 25年以内 ※一定の技術基準を備えた中古住宅 : 35年以内		
関 住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-086-353			

Information ②

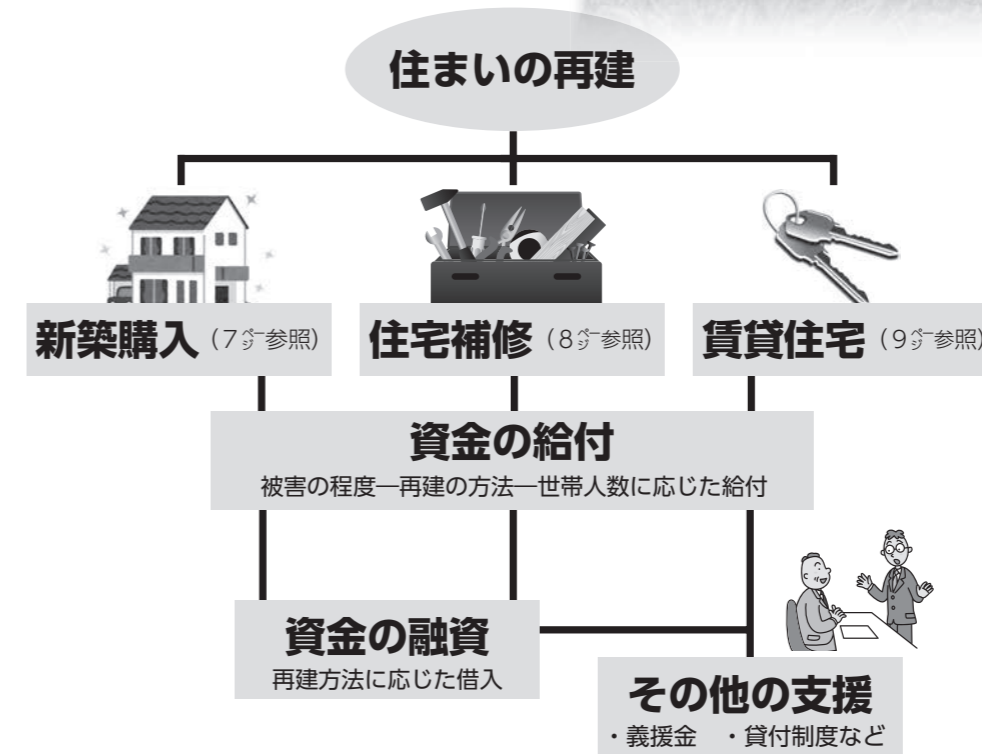
住まいの支援

- ④被災宅地復旧支援事業**
 【対象】 のり面、擁壁の撤去、復旧工事、住宅基礎の傾き修復など
- ⑤母子父子寡婦福祉資金 (貸付金)**
 【対象】 ひとり親家庭等を対象
 【貸付】 限度額200万円 (住宅の建設や購入、補修等)
 【利率】 1.0% (ただし連帯保証人がいれば無利子)
- ⑥住宅再建支援 (二重ローン対策) 事業**
 【対象】 債務残高、新規借入額、所得金額等の要件があります。
 【補助金額】 既存の住宅ローンの利子相当額 (上限50万円)

日本財団わがまち基金・被災住宅再建支援制度
 【助成対象住宅】 半壊以上のり災者、県内の金融機関融資、県内施行者
 【支援内容】 借入金利子相当額の支援 (上限100万円)
 関一財 熊本県建築住宅センター ☎385-0771

住まいの再建に向けて一

住まいの再建は、住宅の被災状況や今後のライフプランをもとに、総合的に検討していく必要があります。住宅の新築(購入)、補修・賃貸に分けて、各支援内容を掲載していますので、住まいを考える資料としてお役立てください。
 なお、支援内容や相談時間などは変更になる場合がありますので、各相談先に事前にお問合せください。



問い合わせ先一覧表	
御船町役場 (代表)	☎282-1111
①義援金について	企画財政課復興推進係 ☎282-1263
②被災者生活再建支援制度について	福祉課社会福祉係 ☎282-1342
③災害復興住宅融資について	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター ☎0120-086-353
④被災宅地復旧支援事業について	農業振興課地籍調査係 ☎282-1617
⑤母子父子寡婦福祉資金について	県上益城地域振興局福祉課 ☎282-0215
⑥住宅再建支援 (二重ローン対策) 事業	県住宅課 ☎333-2547
⑦生活福祉資金 (特例貸付)	町社会福祉協議会 ☎282-0785
無料住宅相談ご予約 (詳細8号)	一財) 熊本県建築住宅センター ☎385-0771

Information ①

暮らしの支援 基本的な給付 (住宅の再建に関わらず)

- ①義援金**
- 全壊 80万円
 - 大規模半壊・半壊 40万円
 - 一部損壊 3・5・10万円 (※修理費による)
- ②被災者生活再建支援制度【基礎支援金】**

住宅の被害程度に応じて支給される支援金

▼全壊・解体世帯・長期避難世帯

2人以上世帯	単身世帯
100万円	75万円

▼大規模半壊

2人以上世帯	単身世帯
50万円	37.5万円

【申請期限】
平成30年5月13日まで